

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク  
第12期（平成29年度）第1回定例理事会議事録

1. 日 時：平成29年6月17日（土）19：30～
2. 場 所：筑紫小放課後児童クラブ 新館
3. 出席者理事：24名（欠席者 山田理事）

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 委嘱状交付
4. 審議事項
  - ①委員会設置規程について
    - ・人事管理委員会設置規程の改定
    - ・処遇改善検討委員会設置規程の制定
  - ②特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク職員給与規程の改定について
    - ・10年以上の永年勤続者の待遇
    - ・主任の職責に対する待遇
    - ・正規職員の勤勉手当
    - ・会議時間の見直し（労働時間の短縮）
5. 協議事項
  - ①平成29年度 法人予定について
6. 報告事項
  - ① 第11期 総会報告
7. 連絡事項
  - ① 滞納者への対応について
  - ② 第1回人事管理委員会の開催について  
6月24日（土）10：00～ 於：筑紫コミュニティセンター
  - ③ 第1回処遇改善委員会の開催について  
6月24日（土）13：00～ 於：筑紫コミュニティセンター

1. 基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

2. 理事長挨拶

(渡邊理事長) より

「今年度は、和やかな理事会を目指そうと思っている。各クラブの代表である理事のみなさんと私と副理事2名、とりまとめ役の専務理事はみな同じ立場、経営者であり保護者である。同じ志を持って取り組んでいきたいと思っている。これから1年間よろしくお願ひしたい。」旨の挨拶がなされた。

### 《議長指名》

議事に先立ち、定款第38条の規定により渡邊理事長が富永副理事長を議長指名し、副理事長が受諾した。

### 《定数確認》

理事25名中、出席理事24名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

## 3. 審議事項

(議長) より審議事項①委員会設置規程について執行部に説明が求められた。

(渡邊理事長) より

「まず『人事管理委員会設置規程の改正』については、現行の規程では第3条のとおり、理事は3名で構成されていた。それを4名程度に変更するものである。次に『処遇改善検討委員会設置規程の制定』について、処遇改善検討委員会は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの職員の公平・適正な処遇を図ることを目的とし、執行部の諮問機関として設置するものである。業務としては、第2条にあるとおり、職員の就業規則や給与規則に関する事項、その他に理事会や執行部から委ねられた案件を検討するものである。第3条のとおり、委員10名程度で構成するが現在のところ学識経験者は委嘱していない。」旨の説明がなされた。

(二日市 篠原理事) より

「現在は、学識経験者は委嘱されていないが今後はどうなのか。」旨の質問がなされた。

(平山専務理事) より

「今年立ち上げているので、今はいないということ。人事管理委員会には外部の意見も必要ということで筑紫女学園大学の元教授に委嘱している。」旨の説明がなされた。

(渡邊理事長) より

「処遇改善検討委員会も今はいないが、必要となった際に委嘱できるように構成しておこうということである。」旨の補足説明がなされた。

(議長) より、質問や意見が求められたが特になく、「審議事項①「委員会設置規程」について、全員賛成で可決され、審議事項①は終了した。

(議長) より審議事項②特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程の改定について執行部に説明が求められた。

(渡邊理事長)より

「前回の第11期第6回理事会において、協議事項にあがっていた件を、今回審議事項としている。まず、10年以上の勤続者の待遇について説明する。正規職員の給与は、今から9年前の平成20年に月給制となり、平成25年に上限が1,000円増額になっているが、それ以降変わっていない。俸給表のとおり、正規職員の初任給2号給から6年で26号給に昇給し、その後の昇給はない。今回提案している

のは、26号給の次に27号給を制定し10年以上勤務した職員に支給しようというものである。

次に、主任の職責に対する待遇については、主任者制度の確立に伴い平成28年1月と平成29年4月に主任者任用試験を行い選考した職員が、今の主任職員である。各部署とも、主任は1名配置で努力をしている。その職責を評価して月5,000円の手当を10,000円に引き上げるものである。

次に、正規職員の勤勉手当については、平成27年度から延長保育が始まり閉所時間が19時となったが、その労働条件の変化を受け入れて、モチベーションを高めて子どもたちと接している、その仕事ぶりに対して評価をしたい。また、さらにこの法人が子育て支援企業として発展していくことの投資と考えて、夏季20,000円、冬季30,000円の勤勉手当を正規職員に支給するというものである。

次に、会議時間の見直し（労働時間の短縮）について、以前は県連という組織に所属しており、その会議の準備のために年5回会議を行っていた。今現在は、県連から脱退しているが、この会議時間だけが勤務時間として残っている。本来の業務に必要なない会議時間を見直し、年51回行っていた会議を年46回に変更するものである。

前回の理事会の協議では、土曜日の延長保育の廃止を提案していたが、筑紫野市との委託契約で午後6時から7時まで延長保育を行う、となっているので、法人で勝手に変更することはできない。これから、処遇改善検討委員会で検討をし、執行部と教育委員会とで協議を重ねていきたいと思っている。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく、審議事項②「特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク職員給与規程の改定」について、全員賛成で可決され、審議事項②は終了した。

#### 4. 協議事項

(議長)より協議事項①平成29年度法人予定について執行部に説明が求められた。

(渡邊理事長)より

「予定表(案)に記載しているとおり、理事会はこれ以降8月、10月、12月、2月、4月と行われ、5月26日に通常総会となる。今年度から加わったのが処遇改善検討委員会であり、人事管理委員会も予定している。」旨の説明がなされた。

(富永副理事長)より

「処遇改善検討委員会は、1回目を6月24日に予定しており、話し合っってその後の会議日程を決めたい。」旨の補足説明がなされた。

(ひまわりクラブ 加地理事)より

「理事会の開始時刻は19時からなのか、19時半からなのか。」旨の質問がなされた。

(平山専務理事)より

「代表者会議のある8月と2月は、理事会は19時開始、後は19時半開始の予定である。代表者会議とは、各クラブの会長と主任支援員と理事が参加する会議であり、その会議を理事会後の19時半から予定している。」旨の回答がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが、特になく協議事項①は終了した。

—議長退任—

#### 4. 報告事項

(渡邊理事長)より報告事項①について

「第11期通常総会は、滞りなく行われたことを、先日の総会報告書で報告済みである。」旨の報告がなされた。

## 5. 連絡事項

(平山専務理事) より

「①滞納者への対応については、引落日を前に一斉メールで注意喚起等の対応をしているクラブもある。全クラブが一斉メール対応できるのであれば、これから会長や支援員と協議して一斉メールの活用を考えていきたい。1ヶ月から2ヶ月の未納者は各クラブで、3ヶ月から4ヶ月の未納者については事務局で、5ヵ月を超えると顧問弁護士の対応となる。定例会等でお話しいただきたい。

②第1回人事管理委員会の開催については、6月24日(土)10:00から筑紫コミュニティセンターで支援員の面接と配置会議を行う予定である。

③第1回処遇改善委員会の開催については、同じく6月24日(土)13:00～筑紫コミュニティセンターで処遇改善委員会の方向性を話し合う予定である。」旨の連絡がなされた。

(平山専務理事) より、次回理事会は8月19日(土)19:00より、代表者会議を19:30より原田小児童クラブで行う予定である旨が伝えられ、散会した。

20時10分終了